

網走地区森林組合に対する説明議事録

平成23年10月3日
記録者 理事上野義勝

環境省の「J-VER 制度（カーボンオフセットクレジット）事業計画のプロジェクト実施に関する説明会」議事録

- 1 日 時 平成23年10月3日(月) 13:30 ~
- 2 場 所 網走地区森林組合 代表理事組合長室
- 3 出席者 山川 秀雄 網走地区森林組合 代表理事組合長
坂本 伸一 網走地区森林組合 参事
中鉢 文夫 網走地区森林組合 総務部長
平田 一行 NPO 理事長
山本 勝 NPO 理事
上野 義勝 NPO 理事

4 議事内容

- ・今日まで、環境省の「J-VER 制度（カーボンオフセットクレジット）を活用したプロジェクトを進めており、内容は既にご承知とは思いますが、温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして環境省が認証し、発行する仕組みで、NPO(特定非営利活動法人)サニーサイドオホーツクが取得に向け、美咲興業の協力を得つつ実施する意向を森林組合に伝えた。

- ・別紙「環境省ホームページの報道発表資料」が8月25日に発表され、「申請書作成、妥当性確認の受検支援事業」への支援対象者として環境省から採択され、今年度中に J-VER 制度に基づく妥当性確認までを終了できる見込みとして採択されたことを森林組合に伝えた。

- ・今回、個人所有の森林を対象として採択されることは、全国初と認識している旨を伝えた。

- ・仕組みは、森林の CO2 吸収量を販売し、都市部の環境意識の高い企業等の資金を斜里地域の森林づくりに環流させることで、斜里町等が目指している知床観光のグリーン化、斜里地域の低炭素化を、NPO として地域の雇用対策にも資することから、バックアップできると考え、販売収益を活用して地域環境の保全に向けた貢献と未整備森林の管理に向けた支援に取り組むこととしており、森林組合の支援と指導をいただきたいと要請した。

- ・一方、賛同いただいた森林所有者への個別説明の中で、プロジェクト対象地として登録された以降は、別紙「永続性確認覚書」に記載されている

平成35年3月31日までの間、温室効果ガスの吸収量を消失させる行為を行わない取扱いが求められていることを理解いただいたこと。必要な施業そのものについては、今後も同様の枠組みの中で森林整備が行われるものであること。J-VER制度のモニタリング・ガイドラインの説明により、ガイドラインに沿ったモニタリングが必要になる旨の経過説明を行った。

・また、プロジェクト対象地を含め、引き続き森林施業計画単位で、計画的に森林整備が行われる必要があり、森林施業計画の認定に向け、委任代理人である森林組合が森林所有者を代表して事務を行っている証拠が必要で、知床・斜里地区の森林施業計画書を作成し、斜里町の認定を受ける事から、J-VER制度を活用したプロジェクトの申請をNPOが行うに当たって、森林組合が森林所有者を代表していることの証明資料が必要との要請を行った。

5 網走地区森林組合の意向等

- ① 温暖化対策の必要性が高まる中、「環境省の「J-VER 制度（カーボンオフセットクレジット）」を活用した事業のプロジェクトにいたる経緯、要請内容及び協力要請の趣旨は理解できる。
- ② 「組合員の個人情報に関わる事項も入っており、同意された組合員を含めての森林施業計画の立案・実施については、新たな森林施業計画の中で必要な森林整備を編成し、平成35年度まで継続して計画する必要性については理解しておきたい。一方、他の森林所有者の森林も継続して計画することであり、森林組合としては、NPO サニーサイドオホーツクがこうした新しい制度を活用して取組むことの理解と、組合が森林所有者を代表している資料については、必要な事項を確認するため調整する時間をいただきたいとの意向。
- ③ また、森林施業計画は既に認定を受けていることから、非公開にする必要はなく、資料への表現について判断する時間をいただきたいとの意向。
- ④ 個人情報に関わる事項については配慮せざるを得なく、J-VER 制度以外は使用しないとの話ではあるが、要請される都度、是非を判断させていただくとの意向。
- ⑤ 森林所有者の意向を尊重する立場として、今後の森林整備に支障が出ることがないように、賛同者名や対象森林の位置情報等の情報提供の要請があった。

- ⑥ 一方、NPOとしては、森林組合が組合員の委託を受けて行っている森林施業を確認したく、網走地区森林組合の定款の提供を要請した。







6 説明資料

- (1) 知床 100 平方米、世界自然遺産に続く知床の森からの第3の発信「カーボンオフセットによる地域振興・観光振興」資料
- (2) J-VER 森林管理プロジェクトにおけるプロジェクト対象地に関する持続性確認覚書
- (3) 森林所有者を代表している証として、斜里町が認定している森林施業計画の委託についてと題する証（案）
- (4) 環境省ホームページの報道発表資料

7 当日、網走地区森林組合から提供された資料

- (1) 網走地区森林組合定款一式

以上、網走地区森林組合に対する説明会を15時00分に終了したので、上記の議事内容を明確にするため、本議事録を作成し、出席者がこれに捺印する。

出席者	代表理事組合長	山 川 秀 雄	
	参 事	坂 本 伸 一	
	総 務 部 長	中 鉢 文 夫	
	NPO 理 事 長	平 田 一 行	
	理 事	山 本 勝	
	理 事	上 野 義 勝	

NPO 法人サニーサイド・オホーツク理事長 平田 一行様

斜里町が認定している森林施業計画の委託について

網走地区森林組合が、森林施業計画の認定請求者である『森林所有者等』（森林法第11条第1項）を代表して、斜里町の森林施業計画書を取りまとめる事務を行っているが、森林所有者である組合員と網走地区森林組合との相互信頼により、民法第99条に規定する代理行為を活用し、森林所有者が認定請求等に関する権限を委任する委任状を代理人である網走地区森林組合に提出され、網走地区森林組合が委任代理人として認定業務委託の委任を受け、森林整備の内容を森林所有者と協議し、森林の持つ諸機能が発揮されるよう、計画的・合理的な森林施業を確保する目的で、網走地区森林組合が森林施業計画書に取りまとめ、斜里町長の認定を受けたものである。

平成23年10月3日

網走地区森林組合
代表理事組合長 山川 秀雄

